

野沢温泉村国土強靱化地域計画

令和3年6月 野沢温泉村

目次

第1章 基本事項	3
1 計画策定の趣旨	3
第2章 強靱化の推進目標	4
1 目指すべき将来の地域の姿	4
2 地域を強靱化する上での目標	4
(1) 基本目標	4
(2) 事前に備えるべき目標	4
(3) 計画期間の考え方	4
第3章 リスクシナリオ	5
1 災害の想定	5
2 リスクシナリオと施策分野	5
第4章 対応方策	6
①-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	6
①-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	6
②-1 長期にわたる孤立地域等の発生	7
②-2 消防・医療機能の麻痺	8
③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	8
③-2 通信インフラの麻痺	9
④-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	9
④-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止	10
④-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	11
⑤-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	11
⑤-2 貴重な文化財の喪失	12
資料編 公共事業の主な整備箇所一覧	13

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国土の強靱化を推進している。

長野県においても、平成28年3月に「長野県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、県土の強靱化を推進している。

野沢温泉村は、国及び県の方針や計画、そしてこれまでの村の防災・減災対策を踏まえ、大規模自然災害等からの村民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の村民生活及び村民経済に及ぼす影響を最小化するための施策を推進するために、また、インフラ整備を中心とした国土強靱化を推進する村の施策の指針とするために、基本法第13条の規定により「野沢温泉村国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

第2章 強靱化の推進目標

1 目指すべき将来の地域の姿

本計画では、まず「目指すべき将来の地域の姿」を次のとおり設定し、これを念頭に強靱化を進めていく。

(目指すべき将来の地域の姿)

野沢温泉村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい野沢温泉村の維持・発展を目指す。

2 地域を強靱化する上での目標

強靱化を推進する上で最も重要な目標として、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ・ 人命の保護を最大限図る
- ・ 村及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないように維持する
- ・ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ・ 迅速な復旧復興を図る

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 人命を確保する対策の整備
- ② 救助・救急・避難体制の整備
- ③ 行政機能の整備
- ④ ライフラインの整備
- ⑤ 二次的災害を防ぐための整備

(3) 計画期間の考え方

本計画は、将来にわたり継続する普遍的計画であるべきという観点から、計画期間の設定は行わず、PDCAサイクルや地域の実情、災害の切迫性、他の計画等を勘案して、随時必要な見直しを行う。

第3章 リスクシナリオ

1 災害の想定

本計画では、村土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を想定する。

2 リスクシナリオと施策分野

本計画では、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」と、それを回避するために必要な「施策部所」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ起きてはならない最悪の事態	総務課等	民生課	建設水道課	観光産業課	教育委員会
①人命を確保する	1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	○	○	○	○	○
	2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	○		○	○	○
②救助・救急・避難体制を確保する	1 長期にわたる孤立地域等の発生	○	○	○	○	○
	2 消防・医療機能の麻痺	○	○			
③行政機能を確保する	1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○	○	○
	2 通信インフラの麻痺	○	○	○		
④ライフラインを確保する	1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○	○	○	○	○
	2 上下水道等の長期間にわたる供給停止			○		
	3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	○	○	○		
⑤二次的災害を防ぐ	1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	○		○	○	
	2 貴重な文化財の喪失					○

第4章 対応方策

本計画では、リスクシナリオ毎に、次のとおり脆弱性の整理と必要な各対応方策の設定を行い、強靱化の推進を図るものとする。

①-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生

(脆弱性)

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等のおそれがあるため、耐震診断や耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後において、復旧活動の拠点となる建築物も多く、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。こうしたことから、建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保する必要がある。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する防災意識の向上等が重要であることから、これらに留意した防災計画の修正及びこの計画の実施が必要である。

(対応策)

- ・ 一般建築物及び公共建築物の耐震診断及び耐震改修、老朽施設の整備
- ・ 地域防災計画に基づく指定避難所等の整備
- ・ 消防力の強化、消防施設・設備及び人員の増強、最適化
- ・ 消防水利の多様化及び適正化
- ・ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化
- ・ 消防応援協力体制の確立

①-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生

(脆弱性)

野沢温泉村の土砂災害警戒区域は、令和2年度末で76箇所が指定されており、そのうち56箇所には特別警戒区域も含まれている。このことから、崖くずれ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予

想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。同時に河川の浸水想定区域についても、重要水防箇所を中心に住民への周知や水防団等の警戒を継続して行う必要がある。

(対応策)

- ・ ハザードマップ等の整備
- ・ 砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防工事の推進
- ・ 県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を推進
- ・ 森林組合等と連携し、間伐等森林整備の推進
- ・ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立

②-1 長期にわたる孤立地域等の発生

(脆弱性)

道路網の災害予防対策について、元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることや、冬期間の除雪対応などがあり、そのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。したがって、主要路線を中心に優先度の高い路線の対策推進を行うとともに、県と連携しながら防災施設の整備を図る必要がある。

通信手段の確保について、当村においては、同報系防災無線設備及び有線放送が整備されているが、今後、これら設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の複数の通信手段・情報伝達の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(対応策)

- ・ 村道の災害予防対策の推進
- ・ 村道の無散水消雪道路施設や除雪車両等の維持管理及び計画的な更新
- ・ 国県道の無散水消雪の維持管理及び計画的な更新を要望
- ・ 災害時の通信設備の維持
- ・ スマートフォン等による情報伝達手段の整備
- ・ 要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握
- ・ 活動用資機材の整備充実

②-2 消防・医療機能の麻痺

(脆弱性)

当村における、救助救急車両の整備及び運行は、岳北広域行政組合において行っており、今後同組合において充足していく必要がある。また、消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時から訓練が必要である。さらに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

消防及び医療機関相互の連絡体制の整備について、災害時には、被害情報や患者の体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関との連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(対応策)

- ・ 消防及び医療機関の耐震化推進
- ・ 役場や自主防災組織の活動拠点等での救助・救急資機材の備蓄
- ・ 消防団・自主防災組織を中心とする災害発生当初の救助・救急体制の整備
- ・ 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達計画の策定災害時に備えた医療救護所の設置の検討

③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性)

災害発生時には、行政機関の業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるため、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが必要となる。具体的に、「役場も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にすると共に、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保を図ることで、災害発生直後の混乱により村役場が機能不全になることを避け、早期に、より多くの業務を実施できるようにする必要がある。

(対応策)

野沢温泉村業務継続計画により次の非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にする。

- (1) 村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 役場庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

③-2 通信インフラの麻痺

(脆弱性)

災害時においては、通信施設の被災、通信量の急激な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳が発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、統制局は耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、定期的な点検を実施することにより、不具合のある箇所については所要の対応を取る必要がある。

(対応策)

- ・ 情報連絡施設及び防災行政無線等の維持管理及び計画的な更新
- ・ 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多様化
- ・ 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検及び訓練等
- ・ 平時には観光等の情報を、有事には防災等の必要な情報を発信できる仕組みを整備

④-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(脆弱性)

食料の備蓄については、役場において行っており、今後も継続して十分な備蓄の強化を図るとともに、村内の関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。また、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の備蓄・調達体制の整備については、災害時の生活必需品の確保は、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品は、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品の備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の供給体制の整備については、災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

公共施設等へのエネルギー供給については、ライフラインがストップしても安定的な供給が図れるよう体制強化を図る必要がある。また、住民に対しても災害時に備えた準備等を啓発していくことが重要である。

(対応策)

- ・ 非常用食料の備蓄・更新
- ・ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定による連携及び体制の整備
- ・ 備蓄食料及び協定調達食料を住民に供給するための体制を整備
- ・ 生活必需品の備蓄・調達体制の整備
- ・ 災害用仮設トイレ等の備蓄
- ・ 輸送されてくる生活必需品の集積場所の調整
- ・ 輸送手段、集積場所、輸送物品の受領、仕分け、配送等についての関係機関との調整
- ・ 公共施設等へのエネルギーの安定的な供給を行うための施設整備

④-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止

(脆弱性)

上下水道施設は、村民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠である。

水源、配水池などの水道に係る構造物は、施設の建設年度や経過年数による耐震性等を勘案すると、複数の施設において被害が発生すると予想される。こうした施設の耐震化、更新には、多額の費用が必要となる。

下水道施設が被災した場合、機能が復旧するまでにはかなりの時間を要すことも予想されるので、平時から応急・応援の体制を構築しておく必要がある。

(対応策)

- ・ 発災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、関係機関との協力体制の確立
- ・ 大規模自然災害時においても安定した水量を確保し配水できるよう、水源及び配水池の構造物並びに基幹管路の耐震化、更新を老朽化が著しいもの、使用が困難なものから順次実施

- ・ 長野県水道協議会水道災害等相互応援要綱に基づく相互応援及び、日本水道協会が定める災害時支援に関するルールに基づく相互応援の実施
- ・ 公共下水道、農業集落排水ともにBCP策定済だが、より実効性のあるものに随時見直しを実施
- ・ 下水道等管路施設については、大規模自然災害時に備え重要幹線・緊急輸送路・避難拠点を中心に維持管理及び計画的な更新

④-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(脆弱性)

当村は、長野県の北部に位置し全国でも屈指の豪雪地帯であり、総面積は57.96km²、東西9.1km、南北11.5km、周囲38.2kmで、南側は毛無山の尾根を境に木島平村に接し、西側は千曲川を隔てて飯山市と境をなし、また、北側及び東側は高倉山の尾根境から毛無山東斜面にかけて栄村と接しており、海拔高度差は、村北部の明石(300m)から、毛無山(1,650m)に及び山谷形で起伏が多い地形となっている。

村内全域で急峻な地形を有し脆弱な地質が分布するため、大雨や地震による土砂災害や大雪によって道路が寸断される事案が発生する可能性があり、地域交通ネットワークの分断に備え現道路の防災対策を促進するとともに、国県道路の補完、迂回機能が見込まれる基幹道路の整備を進める必要がある。

(対応策)

- ・ 村道の災害予防対策の推進
- ・ 村道の無散水消雪道路施設や除雪車両等の維持管理及び計画的な更新
- ・ 国県道の無散水消雪の維持管理及び計画的な更新を要望
- ・ 道路改良、橋梁の修繕等により、災害時の輸送路の確保
- ・ 発災時等の迂回ルート、代替・補完施設の確保等

⑤-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生

(脆弱性)

ため池、防災インフラ等について、老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

(対応策)

- ・ ため池及び農業用排水路の危険箇所調査
- ・ 県と連携し、安全性が危惧されるため池や農業用水路の改修及び耐震対策
- ・ 被災時のため池の被害の影響について被害想定調査と防災マップの作成
- ・ 土のう、杭等の応急資材の準備

⑤-2 貴重な文化財の喪失

(脆弱性)

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。また、村内の神社仏閣などは住民のコミュニティーを築くのに欠かせない存在となっており、特に被災時には、それぞれの心のよりどころとして大きな役割を担うこととなる。

それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

(対応策)

- ・ 各種文化財の防災を中心とした保護対策の推進
- ・ 所有者又は管理者への文化財管理保護の指導と助言
- ・ 防災設備の設置推進

公共事業の主な整備箇所一覧

種別	事業名 (路線名・河川名)	箇所名	整備目的
防災対策	温泉街無電柱化事業	大湯通り	無電柱化
防災対策	野沢温泉小学校防災対策事業 (エレベーター設置事業)	野沢温泉小学校	施設整備
防災対策	のざわこども園防災対策事業 (こども園建設事業)	のざわこども園	施設整備
防災・安全	社会資本総合整備事業 雪寒道路事業	村内一円	雪寒道路除雪
防災・安全	社会資本総合整備事業 除雪機械整備	村内一円	除雪機械整備
消防施設整備	消防施設整備事業	村内一円	施設整備
消防施設整備	小型動力ポンプ付積載車購入 事業	村内一円	車両整備